第２回 準特定地域千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
議事概要

平成２７年４月１０日（金）
１０：００～
ホテルグリーンタワー幕張

１．開　会

２．議　事

（１）千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

事務局　・資料１『千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』に基づき説明。

榛澤会長　・設置要綱の一部改正について説明がありましたが、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

＜・・委員より意見無し・・＞

・設置要綱の一部改正の内容について議決をとりたいと思います。議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

事務局　・設置要綱の改正の議決につきましては、資料にございます設置要綱第５条第１１項（２）の規定により議決をとることとなってございますので、よろしくお願いいたします。

榛澤会長　・それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。ご異議ある方ございますでしょうか。

＜・・委員より異議無し・・＞

・特段ご異議がございませんでしたので設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

（２）タクシー事業の現状について

アドバイザー(千葉運輸支局尾崎首席)　・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より資料２『タクシー事業の現状について』に基づき説明。

榛澤会長　・ただいま千葉運輸支局より『タクシー事業の現状について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。

＜・・委員より特に意見無し・・＞

（３）タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後１年間の取組み状況について

事務局　・資料３の『改正特措法施行後１年間の取組み状況について』に基づき説明。

榛澤会長　・ただいま事務局より『改正特措法施行後１年間の取組み状況について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。
なにか、ご質問ございませんでしょうか。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・昨年２月２０日に準特定地域として第１回の協議会を開催し一年ほど経過いたしました。先ほど事務局より、この一年で業界が取り組んだ活性化についての様々な取組みの紹介がありました。この活性化については今後とも継続して行く必要があると考えますので、今後も皆様方のご協力をお願い致します。

（４）特定地域の指定について

事務局　・資料４－１『特定地域の指定について』１ページをご覧なってください。本年、２月２日付けで、関東運輸局長より当協議会の榛澤会長あてに『特定地域の指定について』文書が発出されました。これは平成２７年１月３０日付けで公示された「特定地域の指定基準等について」に基づき、行政におきまして各項目毎に該当状況を確認したところ当千葉地区につきましては、指定基準１．（６）を除いて全て適合しているという事でございます。
　指定基準１．（６）については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをしたいと

存じます。
　なお、皆様にお諮りする前に、オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局より通達等の内容について説明をお願いしたいと存じます。

アドバイザー(千葉運輸支局尾崎首席)　・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より『参考資料』に基づき説明。

榛澤会長　・只今の説明に関しましてのご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・２月２日付けの関東運輸局長からの文書の中で、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うように」とありました。この件に関して事務局よりお願い致します。

事務局　・資料４－２『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』に基づき説明。

榛澤会長　・ありがとうございました。只今の説明は、タクシー利用者の意向も把握・調査された結果ですが、皆様方の努力が現れたところだと思います。また、今後とも一層良くしていただきたいという意向が、このアンケートの内容だと思います。只今の説明に関しましてのご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

櫛田委員　・昨年、特措法が改正となりましたが、これはタクシーが供給過剰となり、我々タクシー運転手の労働条件の改善という大きな目標があり改正がなされたと思います。今、我々タクシー運転手の労働条件は、他の産業と比較してもとても悪く、他の産業の４５％～５４％の賃金しか貰えない。そういう状況のなかでやってきたわけですが、本日の協議会で特定地域に指定されることによって、供給の調整となる、つまり、減車によって我々の労働条件が改善されると、非常に大きな期待をしております。
　もうひとつ、一番大きな問題は、タクシー運転手の全国平均年齢が６０．３歳となり、高齢化しております。なぜこういった事態になっているかというと、若い乗務員が入ってこないか

らである。そういう労働環境にあるということです。これを改善するためには、この協議会の中で特定地域に指定してもらい、我々の労働条件の改善、適正な需給バランス、これを行うことが大事だと思っております。
　もし５年、１０年続きましたら、おそらくタクシー運転手は、タクシー車両数の半分しかいなくなってしまいます。今、この業界での主要の年齢層は５０歳、６０歳の年代です。これが全体の８０％です。こういう状況の中で、１０年後はどうなりますか。おそらく運転手は集まらないでしょう。そうなると減車しなくても、必然的に減車となってしまいます。こういった状況を改善するためにも、本日、特定地域に指定したり、タクシー業界の将来を見据えたり、考えていかないといけないと思っています。よろしくどうぞお願い致します。

榛澤会長　・これにつきましては、経営者の方々も認識していると思いますので、与えられた環境の中で良い方向で進めようと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。
　他にご質問はございませんか。

＜・・委員より質問無し・・＞

榛澤会長　・それでは議決に入る前に、議決方法について事務局よりお願い致します。

事務局　・議決方法についてご説明致します。
資料１『千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』の４ページの中程、第５条第１１項（４）をご覧ください。今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため（１）～（３）以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。①、当協議会の榛澤会長及び事務局長（千葉県タクシー協会会長）が合意していること。②、特定地域の指定に合意するタクシー事業者が千葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が千葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。③、①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員（労働組合等）はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員（地域住民、千葉県警、千葉労働局、ＪＲ東日本千葉支社、千葉県タクシー運転者登録センター）については、各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

議決方法について、でございますが、榛澤会長、事務局長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、同意、非同意について挙手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか。

榛澤会長　・ありがとうございました。只今の説明のとおり、議決には資料４ページ（４）①～③の合意が必要となります。
それでは議決を行いますが、まず、始めにタクシー事業者の意向について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局　・タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が４２者、また、個人タクシー事業者が２８１者（H27.2.28 現在）ございますので、すべての事業者についてこの場で議決をとる事が不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますのでご報告させて頂きます。
本日現在の千葉地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，３３７両、その他ハイヤー車両１５両、また、個人タクシー事業者が保有する車両２８１両、合計１，６３３両となります。そのうち「特定地域の指定を希望する」と回答した事業者の車両数は７２９両（全車両数の 44.6%）、一方で「特定地域の指定を希望しない」と回答した事業者の車両数は８７５両（全車両数の 53.6%）、また、回答を棄権した事業者の車両数が２９両でございましたのでご報告致します。

榛澤会長　・ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第５条第１１項（４）②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が千葉地区の車両数１，６３３両の過半数に達しませんでしたので、合意されませんでした。
設置要綱においては、①から③の全ての要件を満たすことになっておりますので、ただ今のタクシー事業者の結果をもって、当協議会としては「特定地域の指定」に合意しないことになりますので、③の構成員の方々には議決を取る代わりに、今回の特定地域の指定に関すること、あるいは、今後のタクシー事業の活性化等に関することでも結構ですので、ご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・先ほどのタクシー事業者の結果を踏まえまして、私（協議会会長）と事務局長（篠﨑タクシー協会長）につきましては、合意いたしません。

以上の議決結果等を持ちまして、当協議会においては「特定地域の指定」に合意しないこととなりましたので、結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させて頂きます。

榛澤会長　・タクシー事業というのは公共交通機関の一翼として健全に機能していくことが求められています。もっと大きく言いますと、総合交通ネットワークの一員として機能向上しなければならない、というのが私の考えでございます。

当協議会としては特定地域の指定の合意には至りませんでしたが、「準特定地域協議会」として、タクシー事業の適正化及び活性化について、今後も前向きに取り組んで行く必要があるものと考えております。

先ほど事務局より報告のありました利用者アンケートの結果を見まして、やはり皆様方に関する期待が非常に大きいと思います。昔は、千葉のドライバーは非常に悪いという風潮でした。今は、こうやってみますと非常に好感を持っている方が多いと思います。苦しい状況の中で、頑張っていただけているのかと思います。特定地域の活性化、タクシー事業の活性化方策について、皆様、前向きに取り組んでいただければと思います。

構成員の方々、また、タクシー事業者の皆様には引き続きご協力をお願いしたいと思います。

なお、先ほど千葉運輸支局からご説明がありましたが、行政より千葉地区における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域計画の見直しが必要となりますので、なるべく早い時期に「第３回準特定地域協議会」を開催し、構成員の皆様にご審議をしていただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

協議会の日程等につきましては、後日、事務局より構成員の皆様にお知らせいたしますのでよろしくお願い致します。

ここで事務局長にコメントを頂きたく思います。

篠﨑事務局長　・事務局長を務めさせていただいております。タクシー協会の篠﨑と申します。本日は、お忙しい中、当協議会にご参集いただき、議論に参加していただき誠にありがとうございました。協会といたしまして、今回の決定について一言コメントさせていただければと思います。

当協会と致しましては、特定地域への指定の賛否について、会員事業者の意思を確認するのに先立ち、交通圏毎に、複数回の説明会を開催し、特定地域に指定された場合の具体的な取扱や、供給輸送力の削減方法の制限等、制度面につきまして、会員事業者に十分ご理解頂けるよう努めてまいりました。

その中で、今回の法改正が、タクシー事業者の要望に基づき、議員立法で成立したものであり、この法律に対してタクシー業界全体として責任をもって対応する必要があるということ、しかし同時に、特定地域においては、事業者の協議によって決定する特定地域計画に盛り込んだ供給輸送力の削減に法的な強制力があり、且つその決定にあたっての話し合いが、独占禁止法から除外される事となっており、個々の事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるということについても、十分にご理解頂けるよう、お話させて頂いて参りました。

そして、個々の事業者の意思確認の結果と致しまして、当交通圏は、今回は特定地域への指定を受諾せず、引き続き準特定地域として、従来同様個々の事業者の自主的な努力として、タクシー事業の活性化、適正化に務める事を選択致しました。

この結果につきましては、改めて地域の各事業者へ周知させていただくこととなりますが、今回この様な選択を行った上は、自主的な努力によりタクシー事業の活性化、適正化を確実に進めることが、業界に課せられた新たな責任であると考えております。その事を、個々の事業者にも十分ご理解いただき、業界として可及的速やかに、具体的な成果を上げることが出来るよう、努力してまいりたいと考えております。

制度上、それでも各種指標に改善が見られない場合には、来年以降、再び特定地域候補に指定される可能性があり、その際には、再度受諾の賛否について、意思確認を行うこととなっておりますが、業界と致しましては、自主的な努力で数値の改善が実現出来るよう、引き続き努力してまいる所存で御座います。本日ご出席頂きました関係各方面の皆様には、今回の決定についてご理解を頂くとともに、タクシー事業の適正化・活性化へ向けて、引き続きご協力をお願いしたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

（4）その他

榛澤会長　・その他、事務局からは何か連絡事項はございますか。

事務局　・ただいまの議決結果につきまして、事務局より当協議会榛澤

会長名にて国土交通大臣あて千葉運輸支局を経由して報告を致します。
　榛澤会長からお話がありましたが、次回協議会につきましては、榛澤会長と開催日程を協議のうえ近々に、「第３回　準特定地域協議会」を開催したいと考えます。委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願いいたします。以上でございます。

榛澤会長　・本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。
　それでは、議事進行を事務局にお返しします。

事務局　・榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

・それでは以上を持ちまして、「第２回 準特定地域 千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。
　本日は、誠にありがとうございました。

３．閉　会

【配布資料】
議事次第
構成員名簿
委員出席者名簿
出席者席次表
資料１　千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について
資料２　タクシー事業の現状について
資料３　改正特措法施行後１年間の取組み状況について
資料 4-1　特定地域の指定について
資料 4-2　タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について
参考資料　・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）
・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）
・準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

・特定地域の指定基準等について（公示）

以　上